平成２８年（フ）第５４０号
静岡県浜松市中区富塚町2132番地の18
破産者　高尾　智子
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１２１９号
京都府木津川市兜台６丁目10番地９　サンハイムＡ－101号、前住所京都府木津川市相楽城西93番地
破産者　木下　成一
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８１０号
京都市伏見区深草西浦町８丁目６番地２　リビング家紋401
破産者　細井　裕史
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８６７号
京都市左京区上高野畑町28番地14　クローバー竹内　203
破産者　星山鐘輝こと　ＬＥＥ　ＨＷＩＳＯＯ　李　　輝壽
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９３２号
京都府長岡京市友岡４丁目11番11号、申立時の住所京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字里ノ後４番地14
破産者　天王山ＧＯパソコンくらぶこと　島田　賢治
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０４１号
京都府城陽市平川野原34番地の44
破産者　山崎　泰弘
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１９３号
京都市伏見区石田西ノ坪１番地　醍醐石田団地10―601、住民票上の住所京都市伏見区石田西ノ坪１番地　醍醐石田団地10―602
破産者　市原　明子
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２１号
京都府八幡市橋本栗ケ谷26番地の266
破産者　斧林　敏信
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４３号
京都市伏見区竹田内畑町285番地
破産者　山崎　雅弘
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第８９号
京都市右京区太秦前ノ田町35番地１　グランドゥール太秦　201
破産者　林　　稔
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１８５号
奈良県生駒市西旭ケ丘13番40号、住民票上の住所奈良県生駒市北新町19番49号
破産者　楠下　　享
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３４７号
奈良県生駒市北大和２丁目８番地７
破産者　声の経典推進事務局こと　吉岡　洋一
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第３０号
奈良市古市町2195番地　高円団地17―８号
破産者　和田　忠男
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１８号
岡山市東区瀬戸町万富979番地５
破産者　坂井　瑠里
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８２号
高知県南国市三畠786番地
破産者　竹村　美和
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第９８号
埼玉県上尾市大字平方462番地１　エアリーレジデンス203、破産手続開始決定時の住所鹿児島県薩摩川内市平佐町3458番地
破産者　椎田香代子
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

免責許可決定

平成３０年（フ）第３号
千葉県東金市砂古瀬514番地６　イズ華瀬Ａ－201
破産者　西　　政行
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第２２号
福岡県久留米市津福本町1596番地３
破産者　田嶋　恒夫
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第３０号
福岡県久留米市東櫛原町874番地１　渕上コーポ203号
破産者　高田十三郎
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部